茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1番93
Tel　029−305−3075
e-mail　iba-kou@mito.ne.jp

20年度人事院勧告~月例給据え置き、ボーナスカット~

2020年度の人事院勧告が、2ヶ月以上遅れて出されました。10月7日にはボーナスのみ、10月28日には月例給が勧告されました。遅れたのはコロナで民間調査に時間がかかったというのがその理由でした。

7日の人事院勧告は、民間の支給月数は4.46で、民間企業のボーナス水準が公務員を下回ったとして、国家公務員のボーナスを0.05月削減して4.45にすることを勧告しました。ボーナスのカットは10年ぶりになります。

また、28日の勧告は、月例給の民間との格差が「164円、0.04％」であることから、月例給の改定を見送るというものです。月例給の据え置きは、7年ぶりになります。

ボーナスカットや月例給の据え置きは、国家、地方公務員にとってはコロナウィルス感染対策でこれまでにない仕事が増えている現状を考えれば納得のいかないことです。

先日の茨城労連の定期大会でも、自治労連の代議員から「マスクや消毒液の配布、10万円の定額特別給付金の支給など大変な仕事をしてきたのに、ボーナスカットは納得できない」という意見が出されました。

教員も臨時休校やオンライン授業、消毒作業などこれまで経験したことのない仕事が増えて月例給の据え置きやボーナスカットは許しがたいことです。

また、実質賃金の低下が著しい高齢層は、退職金の減額の中で生活悪化が避けられません。

なお、茨城県人事委員会は10月30日に、人事院勧告と同じボーナスの0.05月カットを勧告しました。

人事ヒアリング報告

10月5日、県庁において令和３年度定期人事異動方針等に関する意見聴取が開催されました。

高教組からは蓮田執行委員長以下執行部三役の５名が参加し、来年度の人事異動方針の改善に向けて要望を述べてきました。

県教委からは森作学校教育部長、海老根総務課長、秋本高校教育課長、内桶特別支援教育課長をはじめ、各課の担当者が出席しました。

冒頭、令和３年度の人事異動方針について大きな変更点がないということを提示された後に、9月23日付で県教育長宛に提出してある要望事項に沿って要望を伝えました。今年度の要望では、

①定年年齢延長に向けての異動ルールの移行措置の具体化を検討すること。

②小規模校やフレックススクール、アクティブスクールの教職員の加配や代替え配置の遅れ、未配置をすみやかに解消すること。

③教頭（副校長）の複数配置をやめ、管理職登用については校長推薦ではなく自己申請方式にすること。

④新規採用者の2校目の同一校在職期間７年を最長10年に変更すること。

⑤グループ異動の異動年齢を55歳以下にすること。

⑥通勤時間について60分以内にすること。

⑦特別支援学校において、管理職などによる異動強要がないようにすること。

⑧講師等経験者特別選考の募集人数増と、受験資格要件を緩和。特に高校においてはすべての教科を受験対象とすること。

⑨実習教員の新規採用者を増やし、学校現業職員の新規採用をおこなうこと。

⑩再任用については現在校で継続して勤務できるようにすること、などについて改善するよう要望しました。

人事異動についての具体的な交渉は、10月27日（火）に行いました。人事は個人の人事異動の他に、異動のルールや運用、教職員の配置数などいろいろな問題があります。各職場で、職場の要求をまとめて、校長交渉や県教委交渉に取り組むことが必要になります。いろいろな職場の課題や要求を組合本部に寄せてください。

20人学級の実現に声を上げよう

コロナ問題での安倍首相による突然の休校措置は、保護者の仕事の継続に多大な影響を及ぼし、休校がいかに問題があることかを明らかにしました。

しかし、分散登校等の取り組みは、40人学級は学校の生徒間の過密さを浮き彫りにしました。

休校はできない、しかし感染拡大は防止したい。当然のことながら、20人学級にして感染拡大防止を徹底して、学校を休校にしないということでしか解決方法はありません。

少人数学級化を求める教育研究者有志の皆さんが呼びかけた署名は、インターネットと紙ベースとを合わせて15万筆あまりが集約されました。

また、全国の228市議会で少人数学級（20人学級）を求める意見書が採択されています。

文科省でも20人学級の検討が始まったという報道もあります。

組合では、現在少人数学級を求める教育署名に取り組んでいます。署名に協力をお願いするとともに、20人学級を求める運動に教職員の皆さんが立ち上がり、声を上げることを呼びかけます。

核兵器禁止条約が21年1月22日に発効

2017年1月に国連で採択された核兵器禁止条約が、ホンジュラスの批准によって10月25日に批准国が50カ国に達し、条約の規定により、来年1月22日に発効することが確定しました。

核兵器禁止条約は、核兵器の保有や使用のほか、開発や実験、生産、準備も禁じ、禁止事項には「使用または使用するとの威嚇」も含まれています。

人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約の発効が決まったことは、平和と核兵器の廃絶を求める世界中の人たちの運動の勝利です。

1945年8月に広島や長崎で生活していたために瞬時に死ななければならなかった人たちや苦難の中で生き残った被爆者たちの思いが歴史の大きな扉を開いたのです。

差別や非難にさらされながらも、「核なき世界を」と訴え続けてきた数知れない被爆者の人たちの尽力が世界の世論を変えたのです。

ところが、安倍前首相は今年の広島長崎の平和集会でも、「核保有国と非保有国との橋渡しをする」と機械的に繰り返すだけで、核兵器禁止条約の批准には一言も言及しませんでした。

当然のことながら、広島や長崎の被爆者の方々からは「被爆国日本の総理大臣と言えるのか」という非難の声が上がりました。

核兵器禁止条約の発効が決定したことで、日本政府に対しては「被爆国の責任として、核兵器禁止条約を批准すべき」という声や要請は日本国内のみならず、世界からも巻き起こってきます。

また、「核保有国と非保有国との橋渡しをする」と今後も言い続けるというなら、核兵器廃絶のために具体的に何をするかが問われます。

茨城県高等学校教職員組合は、引き続き茨城労連や全国の運動に連帯し、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める運動に取り組んでいきます。

これって変だよ~教職員不祥事~

10月1日の茨城新聞は、8月以降約1ヶ月の短期間に県教委の教職員に対する懲戒処分が3件5人になったのに伴い、小泉元信教育長が「不祥事が起きないような啓発の取り組みを、教職員養成課程がある県内大学に対して呼びかける方針を示した」と報道しました。

教職員不祥事の解決のために県教育委員会の取り組みの見直しではなく、直接指導監督の任務を持たない大学に要請するというのは非常におかしな話です。

教育委員会としては何をやっていいのか全くわからないということなのだろうか。確かに教職員に対する不信感に満ちたコンプライアンス委員会の研修では、多忙感を押しつけただけで問題解決にはなりませんでした。

懲戒処分の厳格化でも教職員のモチベーションを引き上げることはできませんでした。

教職員不祥事には何が効果的なのか、まず教職員から意見を聞くべきです。また、不祥事を起こした教職員の労働時間や職場内での人間関係に問題がなかった等の詳細な検証をすべきです。

長時間労働やパワハラ、仕事の偏り、職場の教職員のストレスの原因などを明らかにして、教職員のモチベーションを上げるための方策を職場がとっていたのかを明らかにすることではないでしょうか。管理職の言動が教職員のストレスの原因になっていないかを明らかにすべきです。また、県教委の指示が学校を縛り、教職員を追い込んでいないかの点検が不可欠です。

教職員の不祥事の背景に、労働条件の劣化があることは確かなことです。日々の仕事に理不尽なストレスがなければ、よりよい教育活動をしようということになり、不祥事を起してもよいということにはなりません。

そして、何よりも大切なことは県教委や管理職の教職員に対する信頼感です。不信感を出発点にした取り組みは、学校教育がそうであるように絶対に成功しません。「生徒はだめな人間だ」で始まった学校の規則や取り組みは生徒の支持を得られず、破綻します。

先に取り上げたコンプライアンス委員会も、「あなたは問題を起こす」で始まっていることが多く、研修に参加することが不快感に満ちていました。

中央委員会はオンライン会議

現在、組合では中央委員会（12月6日（日）14時～16時）をオンライン会議で実施するための準備を進めています。コロナ禍で集まりが持ちづらい中、少しでも情報や意見などを直接交換できる場をつくりたいと考えました。ぜひ、ご参加ください。.

1. 会議の持ち方
   ①オンライン会議（マイクロソフト Teams）で開催。
   ②ただし、諸事情でオンライン参加ができない場合は、書面決議書の提出も可。

2. オンライン会議の準備
   ①茨高教組分会用のメールアドレス（Webメール）を11月に配付します。
   ②今回、オンラインで中央委員会に参加できない場合でも、ぜひ、接続テストを試みてください。
   ③事前の接続テストを実施。
   11/15（日）11/22（日）
   13：00～14：00

オンライン会議は、パソコンのほか、タブレットやスマホでも参加可能です。詳細は分会に文書を発送します。不明な点は組合に問い合わせてください。